

[事案 26-30] 転換契約無効請求

・平成 26 年 9 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

転換時、募集人から払済保険へ変更する方法もあること等の説明が無かったことを理由に、契約転換を無効とすることを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 16 年 7 月に利率変動型積立保険に契約転換したが、その際、募集人から以下の点について説明が無かったので、契約転換を無効として、転換前の終身保険に戻してほしい。

- (1) 契約転換ではなく、払済保険へ変更して新規契約を締結する方法もあること。
- (2) 転換前契約の積立金は、転換後契約に充当せずに払済保険の原資にした方が、保障・貯蓄の両面において契約者（自分）にとって有利であること。
- (3) 予定利率 5%以上の転換前契約を予定利率 2%未満の契約に転換すると、契約者に不利益が生じること。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 積立金の充当については、保障の見直し方法がニーズに合致していれば契約者に不利益とはならない。
- (2) 積立金の充当前や予定利率の変更については書面に明記されており、申立人に誤認があったとは認定できない。
- (3) 払済保険に変更可能であった点については、申立人からそのニーズ（動機）が示されておらず、申立人は動機の錯誤による無効を主張することはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、払済保険に変更する方法の存在、保障・貯蓄の両面での不利益、予定利率の低下、の 3 点について説明されずに契約転換を申し込んだことを理由に、錯誤による無効（民法 95 条）および不利益事実の不告知による取消し（消費者契約法 4 条 2 項）を求めているものと判断する。

2. 払済保険に変更する方法の存在について

(1) 以下の理由により、錯誤による無効の主張は認められない。

- ① 申立人の錯誤は動機の錯誤であり、意思表示の無効を主張するには、契約転換時にその動機が明示または黙示に表示されて意思表示の内容の一部になっていることが必要であるとされている。
- ② 事情聴取によると、申立人は契約転換時においては払済保険に変更する方法についての認識がなく、契約転換後に義姉に相談した結果、払済保険に変更して新規契約で保障を追加する方法を知った。

- ③契約転換時に払済保険の認識がない以上、その動機の表示があったとは認められない。
- (2)また、払済保険への変更は、消費者契約法上の重要事項に該当しないので、同法による取消しの主張は認められない。
3. 保障・貯蓄の両面での不利益について
- (1)申立人の主張する不利益とは、転換前契約の積立金である転換価格の半分を転換後契約の介護特約に充当している点であると考えられる。
- (2)以下の理由により、申立人が上記(1)の不利益の点について錯誤に陥っていたとは認められず、錯誤による無効の主張は認められない。
- ①事情聴取によると、申立人は、契約転換の際に募集人から提案書を用いて説明を受けたことを認めている。
- ②提案書では、転換前後の両契約の保障内容、保険金額、保険料が表で分かりやすく比較説明されており、転換価格の半分を介護特約に充当することが明記されている。
- ③申立人が自署捺印した転換後契約の申込書には、転換価格の半額を介護特約の責任準備金等に充当することの記載がある。
- ④仮に申立人が錯誤に陥っていたとしても、提案書を用いた説明を受けていた申立人は、錯誤に陥ったことについて重大な過失があると言えるので、民法95条ただし書きにより、錯誤による無効を主張することはできない。
- (3)また、上記(2)のとおり、募集人が提案書によって説明している以上、消費者契約法による取消しの主張は認められない。
4. 予定利率の低下について
- (1)申立人が説明を受けたと認めている提案書中の転換前後の両契約の比較表には、両契約の予定利率が明記されていることから、申立人が契約転換によって予定利率が変動しないとの錯誤に陥っていたと認めることは困難である。また、仮にこのような錯誤があったとしても、申立人には錯誤したことについて重大な過失があるため、錯誤による無効を主張することはできない。
- (2)また、予定利率の変更は、消費者契約法上の重要事項に該当せず、同法による取消しの主張は認められない。

【参考】

民法95条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

消費者契約法 第4条

- 1 (略)
- 2 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意に告げなかったことにより、

当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。